

税務課からのお知らせ

問合せ 税務課固定資産税係

家屋の取り壊し・ 土地利用状況の変更はご連絡を

家屋（建物）は1月1日時点で存在すると、1年分の固定資産税・都市計画税が課税されます。

また、土地の税額は土地と家屋の利用状況によって決定します。店舗を住宅に変更したり、工場を住宅用の車庫などに変更すると税額が変わることがあります。家屋の取り壊し、土地や家屋の利用状況を変更した場合は、必ずご連絡ください。

届出期限 12月28日(水)まで

償却資産の申告

事業用の償却資産を持つ人は償却資産の申告義務があります。今年申告した人は、12月中旬から申告用紙を送付します。資産の増減がない場合も申告が必要です。

今年から新たに事業を始めて、事業用の資産を持つ人も申告の対象です。税務課に備え付けの申告書を申告期限までに提出してください。

申告期限 1月31日(火)まで

新築住宅建設等促進補助制度を ご利用ください

地域経済の活性化、住宅建設の促進を図るため、市内に居住用の住宅を新築した人、または新築住宅・新築マンションを購入した人に建設費（購入費）の一部を補助します。

対象 次のすべてに該当すること

- ・市内に居住用として平成27年1月～12月に住宅を新築または新築住宅・新築マンション（分譲住宅）を購入し、現に居住していること
※平成28年度に新たに固定資産課税（補充）台帳に登録された住宅が対象です。
- ・住宅の居住部分の床面積が50㎡以上で、玄関、台所、便所などがあること
- ・市の木造住宅耐震建替補助を受けていないこと

補助額 固定資産評価額の0.7%（限度額40万円）

申込み 12月28日(水)までに**商工課商工係**

【三州瓦利用促進加算】

新築住宅建設等促進補助金の対象となる住宅で市内に本社または工場を有する事業者の事業所で生産された瓦を屋根材として使用した場合、1㎡当たり300円を加算（限度額10万円）します。

12月1日(木)～1月10日(火)は 青少年とともにすすむ 冬の運動

非行の芽
はやめにつもう
みな我が子

これからクリスマスや年末年始を迎えます。イベントや休みの開放感から子どもたちは生活が不規則になったり、非行や犯罪につながるおそれがあります。非行や犯罪、事故から子どもたちを地域の力で守っていきましょう。

きらきらウォークや年末年始の神社などで、青少年育成関係団体が愛のパトロールを実施します。

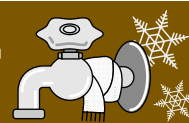
「気をかけ」「目をかけ」「声をかけ」子どもたちが新たな年を明るく、元気にスタートできるように支えましょう。

【重点目標】

- ・気になる子どもに一声かけよう
- ・非行や事故の原因は早めに取り除こう
- ・家庭の会話、親子のふれあいを大切にしよう
- ・不審者へ目を光らせ、安心・安全なまちにしよう

問合せ 文化会館内生涯学習課 ☎(42)3511

水道の冬じたくは お済みですか？



問合せ 水道課給水業務係

●夜の冷え込みにご注意ください

気温がマイナス4℃以下になると、防寒の不十分な水道管は凍ったり、破裂したりします。次のところは早めに冬じたくをしてください。

- ・むき出しになっている水道管
- ・北向きにある水道管
- ・風当たりの強いところにある水道管

●水道管が破裂したときは

メーターボックス内の止水栓を右に回して水を止めてください。破裂した部分に布かテープを巻きつけて応急措置をし、最寄りの市指定給水装置工事業者に修理の申込みをしてください。

●水道が凍って水が出ないときは

タオルをかぶせ、その上からぬるま湯をまんべんなくゆっくりとかけてください。

熱湯をかけると破裂やひび割れをすることがありますので、絶対にやめてください。

休日は水道組合の当直へ

休日の水道関係の相談は、市役所南隣の市上下水道工事店協同組合（☎42-5578）へご連絡ください。

当直日 土・日曜日、祝日、12月29日(木)～1月3日(火) 9時～17時